

消費生活センターだより

## 暮らしのスクラム



緊急

## 光回線の勧誘トラブルが多発

「電話代が今より安くなる」「契約したらキャッシュバックする」といって勧誘する光回線の契約トラブルが増えています。断ってもしつこく勧誘し、解約すると高額な解約料を請求されたりします。

\* 光回線とは、光ファイバーケーブルを使ったブロードバンド回線です。電柱や道路から光ファイバーを建物に引き込む工事が必要です。インターネットへの接続や音声通話、テレビの配信など様々な用途に使われています。

## 事例1 しつこい勧誘

「電話代やプロバイダ料金が今よりかなり安くなります」と電話がかかってくる。何度断ってもかかってくるので、しつこい電話勧誘はやめて欲しい。



光回線は電話勧誘や訪問販売、インターネット（通信販売）や店舗販売とさまざまな販売形態で勧誘が行われています。たとえ、電話勧誘や訪問販売であっても特定商取引法上のクーリング・オフの適用はありません。必要ない時は、きっぱり断りましょう。

また、しつこい勧誘で困っている時は、大手電話会社に勧誘は必要ないと伝えましょう。

## 事例2 高額な違約金

一年前に電話勧誘で光テレビの契約をした。見たい番組もないので解約したいという、高額な解約料を請求された。



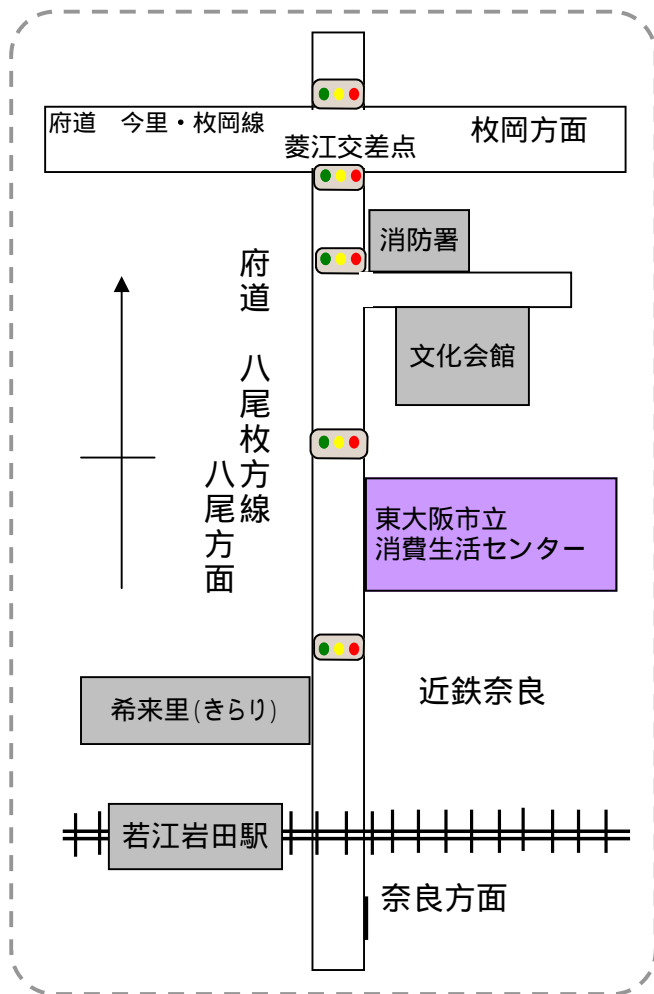
## 事例3 覚えのない契約

「光回線にしませんか」と業者がやってきた。未成年の学生なので親に相談すると断ったら、「アンケートに答えて欲しい」と言うので答えた。1週間後、電話会社から工事日のお知らせが届いた。契約した覚えはない。

発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

# 消費生活センターご案内



## <消費生活相談窓口は>

電話番号

072-965-0102

受付時間

午前9時30分～午後4時まで  
(土・日・祝日を除く)

来所相談の場合は、事前に電話予約  
してください。

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002 (事務所)

FAX 072-962-9385

開所時間 午前9時から午後5時30分まで

交通 ...近鉄奈良線若江岩田駅下車 北東 約400m

... 相談窓口ではこんなことをしています ...

消費生活についての苦情や相談を受け付け、情報の提供や助言をし、  
あなたと共に考え、解決するためのお手伝いをします。

### 自主交渉の助言

消費者がご自分で解決できる方法を助言します。

### 苦情処理のあっせん

契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。

### 専門機関の紹介

センターでお受けできない相談は専門機関へのご紹介をいたします。

### 消費生活にかかわる情報提供など

### 消費生活センターでお受けできない相談

- ・ 事業者からの相談・個人間のトラブル・行政への苦情・損害賠償の請求



<土曜・日曜の相談窓口>

土曜日...(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 ☎06-4790-8110

日曜日...(社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

表面もご覧ください!